

令和 3年 9月 7日提出

第 3 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 86 号議案	令和 3 年度浜松市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 87 号議案	令和 3 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 88 号議案	令和 3 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 89 号議案	令和 3 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 90 号議案	令和 3 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 91 号議案	令和 3 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 92 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	1
第 93 号議案	浜松市都市公園条例の一部改正について	3
第 94 号議案	浜松市営住宅条例の一部改正について	11
第 95 号議案	浜松市過疎地域持続的発展計画について	別冊
第 96 号議案	町の区域の変更について	13
第 97 号議案	工事請負契約締結について （浜松市役所本庁舎受変電設備改修工事（電気設備工事））	15
第 98 号議案	工事請負契約締結について （浜松市総合産業展示館本館大規模改修工事（建築工事））	17
第 99 号議案	工事請負契約締結について （浜松市総合産業展示館本館大規模改修工事（機械設備工事））	19
第 100 号議案	物品購入契約締結について （消防ポンプ自動車（C D - I 型）2 台）	21
第 101 号議案	物品購入契約締結について （災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 （I - B 型 C A F S）2 台）	23
第 102 号議案	物品購入契約締結について （水槽付消防ポンプ自動車（I - B 型 C A F S））	25
第 103 号議案	物品購入契約締結について （高規格救急自動車 4 台）	27
第 104 号議案	物品購入契約締結について （タブレット保管庫、電源タップ、輪番タイマー）	29

第 105 号議案	市道路線認定について	別冊
第 106 号議案	市道路線廃止について	別冊
第 107 号議案	市道路線変更について	別冊
第 108 号議案	令和 2 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	31
第 109 号議案	令和 2 年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	33
第 110 号議案	令和 2 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	35
認 第 1 号	令和 2 年度浜松市病院事業会計決算	別冊
認 第 2 号	令和 2 年度浜松市水道事業会計決算	別冊
認 第 3 号	令和 2 年度浜松市下水道事業会計決算	別冊
報 第 16 号	専決処分の報告	37
報 第 17 号	一般財団法人浜松市清掃公社の令和 2 年度決算について	別冊
報 第 18 号	公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和 2 年度決算について	別冊
報 第 19 号	公益財団法人浜松市医療公社の令和 2 年度決算について	別冊
報 第 20 号	公益財団法人浜松市文化振興財団の令和 2 年度決算について	別冊
報 第 21 号	株式会社なゆた浜北の令和 2 年度決算について	別冊
報 第 22 号	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和 2 年度 決算について	別冊
監報第 13 号	随時監査の結果に関する報告について	別冊
監報第 14 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊

第 92 号 議 案

令和 3年 9月 7日 提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(略)		(略)	
市 民 生 活	(1)～(11) (略)	市 民 生 活	(1)～(11) (略)
	(12) <u>個人番号カードの再交付</u> 800		(12)～(14) (略)
	(13)～(15) (略)		(略)
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 93 号 議 案

令和 3年 9月 7日 提 出

浜松市都市公園条例の一部改正について

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市都市公園条例（昭和37年浜松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（公園施設の設置基準）</p> <p>第2条の2 （略）</p> <p>2 法第4条第1項ただし書（法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する条例で定める範囲は、令第6条第2項から第6項まで（令附則及び令を改正する政令のうち、同条第2項から第6項までに<u>関する部分を含む。</u>）に定める範囲とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（公園施設の設置基準）</p> <p>第2条の2 （略）</p> <p>2 法第4条第1項ただし書（法第5条の9第1項又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の7第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する条例で定める範囲は、令第6条第2項から第7項まで（令附則及び令を改正する政令のうち、同条第2項から第7項までに<u>関する部分を含む。</u>）に定める範囲とする。</p> <p>3 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市都市公園条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（利用料金の納付）</p> <p>第29条 第3条第1項若しくは第3項の許可（別表第4の3及び4に掲げる都市公園並びに同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。）又は第7条の2の許可（同表の3に掲げる都市公園、同表の4に掲げる都市公園（動物園及び雄踏総合公園駐車場を除く。）及び同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。）を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用する日前において指定管理者が指定する日までに（個人利用及び一般利用並びに浜松城、フラワーパーク、漕艇場^{そう}シャワー室</p>	<p>（利用料金の納付）</p> <p>第29条 第3条第1項若しくは第3項の許可（別表第4の3及び4に掲げる都市公園並びに同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。）又は第7条の2の許可（同表の3に掲げる都市公園、同表の4に掲げる都市公園（<u>浜松城公園駐車場</u>、動物園及び雄踏総合公園駐車場を除く。）及び同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。）を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用する日前において指定管理者が指定する日までに（個人利用及び一般利用並びに浜松城、フラワーパー</p>

及び雄踏総合公園水泳場の利用の場合にあつては利用の際、駐車場の利用の場合にあつては自動車を出場させる際)納付しなければならない。ただし、回数利用券又は定期利用券による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2～8 (略)

別表第1 (第7条関係)

1 有料公園施設

名称	利用日	利用時間
浜松城公園	1月1日から12月28日まで	(略)
(略)		

備考

1・2 (略)

ク、漕艇場^{そう}シャワー室及び雄踏総合公園水泳場の利用の場合にあつては利用の際、駐車場の利用の場合にあつては自動車を出場させる際)納付しなければならない。ただし、回数利用券又は定期利用券による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2～8 (略)

別表第1 (第7条関係)

1 有料公園施設

名称	利用日	利用時間
浜松城公園	1月1日から12月28日まで	(略)
	駐 ^{ちゅう} 車 ^{しや} 場	普通自動車等 午前零時から午後12時まで
		大型自動車等 午前8時から午後5時まで
(略)		

備考

1・2 (略)

3 普通自動車等とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車(車両総重量が5,000キログラム未満で、かつ、最大積載量が3,000キログラム未満のものに限る。以下「準中型自動車小」という。)をいう。以下同じ。

4 大型自動車等とは、道路交通法第3条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車(準中型自動車小を除く。)をいう。以下同じ。

5 普通自動車等が浜松城公園駐^{ちゅう}車^{しや}場

2 (略)

別表第3 (第10条・第29条関係)

1 浜松城公園

浜松城

(表略)

備考 (略)

2～6 (略)

7 舘山寺総合公園

(1)・(2) (略)

(3) 駐車場

普通自動車等 1回につき 520
円

備考 普通自動車等とは、道路交通法(昭

に入場できる時間は、午前8時から
午後9時30分までとする。

2 (略)

別表第3 (第10条・第29条関係)

1 浜松城公園

(1) 浜松城

(表略)

備考 (略)

(2) 駐車場

	<u>区分</u>	<u>金額</u>
<u>普通 自動車等</u>	<u>30分までごとに</u>	<u>100円</u>
<u>大型 自動車等</u>	<u>1回につき</u>	<u>1,000円</u>

備考

1 普通自動車等における入場した日
の午前8時から午後9時30分まで
の間の最初の90分までの金額は、
無料とする。

2 普通自動車等における入場した日
が日曜日、土曜日及び休日である場
合の同日午前8時から午後9時30
分までの間(同日午後9時30分以
降に出場する場合を除く。)の金額
の上限は、520円とする。

2～6 (略)

7 舘山寺総合公園

(1)・(2) (略)

(3) 駐車場

普通自動車等 1回につき 520
円

和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車(車両総重量が5,000キログラム未満で、かつ、最大積載量が3,000キログラム未満のものに限る。)をいう。

(4) (略)

8～19 (略)

別表第4(第25条関係)

1・2 (略)

3 都市公園(利用料金)

都市公園名	業務
浜松城公園	(略)
和地山公園	
(略)	

4 都市公園(使用料及び利用料金)

都市公園名	業務
舘山寺総合公園	(略)
(略)	

5・6 (略)

別表第5(第25条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)			
別表第4 の4の都 市公園	(略)	(略)	
	第10条第2 項	有料公園 施設	動物園及び 雄踏総合公 園駐車場
	(略)		

(4) (略)

8～19 (略)

別表第4(第25条関係)

1・2 (略)

3 都市公園(利用料金)

都市公園名	業務
和地山公園	(略)
(略)	

4 都市公園(使用料及び利用料金)

都市公園名	業務
浜松城公園	(略)
舘山寺総合公園	
(略)	

5・6 (略)

別表第5(第25条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)			
別表第4 の4の都 市公園	(略)	(略)	
	第10条第2 項	有料公園 施設	浜松城公園 駐車場、動 物園及び雄 踏総合公園 駐車場
	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和4年3月1日から施行する。
- 浜松市都市公園条例の一部を改正する条例(令和3年浜松市条例第29号)の一部を

次のように改正する。

本則の表中

(使用料の納付)

第11条 第10条第1項及び第2項に規定する使用料は、利用する日前において市長が指定する日までに(一般利用及び動物園の利用の場合にあっては利用の際、駐車場の利用の場合にあっては自動車を出場させる際)納付しなければならない。ただし、回数利用券又は定期利用券による場合、規則で定める場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用料金の納付)

第29条 第3条第1項若しくは第3項の許可(別表第4の3及び4に掲げる都市公園並びに同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。)又は第7条の2の許可(同表の3に掲げる都市公園、同表の4に掲げる都市公園(動物園及び雄踏総合公園駐車場を除く。)及び同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。)を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金(地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を利用する日前において指定管理者が指定する日までに(個人利用及び一般利用並びに浜松城、フラワーパーク、漕艇場シャワー室及び雄踏総合公園水泳場の利用の場合にあっては利用の際、駐車場の利用の場合にあっては自動車を出場させる際)納付しなければならない。ただし、回数利用券又は定期利用券による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場

(使用料の納付)

第11条 第10条第1項及び第2項に規定する使用料は、利用する日前において市長が指定する日までに(一般利用及び動物園の利用の場合にあっては、利用の際)納付しなければならない。ただし、回数利用券又は定期利用券による場合、規則で定める場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用料金の納付)

第29条 第3条第1項若しくは第3項の許可(別表第4の3及び4に掲げる都市公園並びに同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。)又は第7条の2の許可(同表の3に掲げる都市公園、同表の4に掲げる都市公園(動物園を除く。)及び同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。)を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金(地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を利用する日前において指定管理者が指定する日までに(個人利用及び一般利用並びに浜松城、フラワーパーク、漕艇場シャワー室及び雄踏総合公園水泳場の利用の場合にあっては利用の際、駐車場の利用の場合にあっては自動車を出場させる際)納付しなければならない。ただし、回数利用券又は定期利用券による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りで

を

合は、この限りでない。

ない。

(利用料金の納付)

第29条 第3条第1項若しくは第3項の許可(別表第4の3及び4に掲げる都市公園並びに同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。)又は第7条の2の許可(同表の3に掲げる都市公園、同表の4に掲げる都市公園(浜松城公園駐車場、動物園及び雄踏総合公園駐車場を除く。))及び同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。)を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金(地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を利用する日前において指定管理者が指定する日までに(個人利用及び一般利用並びに浜松城、フラワーパーク、漕艇場^{そう}シャワー室及び雄踏総合公園水泳場の利用の場合にあっては利用の際、駐車場の利用の場合にあっては自動車を出場させる際)納付しなければならない。ただし、回数利用券又は定期利用券による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用料金の納付)

第29条 第3条第1項若しくは第3項の許可(別表第4の3及び4に掲げる都市公園並びに同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。)又は第7条の2の許可(同表の3に掲げる都市公園、同表の4に掲げる都市公園(浜松城公園駐車場及び動物園を除く。))及び同表の6に掲げる都市公園施設に係るものに限る。)を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金(地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を利用する日前において指定管理者が指定する日までに(個人利用及び一般利用並びに浜松城、フラワーパーク、漕艇場^{そう}シャワー室及び雄踏総合公園水泳場の利用の場合にあっては利用の際、駐車場の利用の場合にあっては自動車を出場させる際)納付しなければならない。ただし、回数利用券又は定期利用券による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

に、

都市公園名	業務
館山寺総合公園	(略)
雄踏総合公園	

都市公園名	業務
館山寺総合公園	(略)

を

都市公園名	業務
(略)	(略)
館山寺総合公園	
雄踏総合公園	

都市公園名	業務
(略)	(略)
館山寺総合公園	
雄踏総合公園	

に、

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)			
別表第4 の4の都 市公園	(略)	(略)	
	第10条第2 項	有料公園 施設	動物園及び 雄踏総合公 園駐車場
		(略)	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)			
別表第4 の4の都 市公園	(略)	(略)	
	第10条第2 項	有料公園 施設	動物園
		(略)	

を

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)			
別表第4 の4の都 市公園	(略)	(略)	
	第10条第2 項	有料公園 施設	浜松城公園 駐車場、動 物園及び雄 踏総合公園 駐車場
		(略)	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)			
別表第4 の4の都 市公園	(略)	(略)	
	第10条第2 項	有料公園 施設	浜松城公園 駐車場及び 動物園
		(略)	

に

改める。

第 94 号 議 案

令和 3年 9月 7日 提 出

浜松市営住宅条例の一部改正について

浜松市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市営住宅条例の一部を改正する条例

浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第3条の2関係）		別表第1（第3条の2関係）	
1 一般住宅		1 一般住宅	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
大谷団地	(略)	大谷団地	(略)
渡ヶ島団地	浜松市天竜区渡ヶ島20番地の2		
若身団地	浜松市天竜区春野町堀之内993番地の13		
熊切団地	(略)	熊切団地	(略)
気田団地	浜松市天竜区春野町気田377番地の2		
浦川団地	(略)	浦川団地	(略)
(略)		(略)	
水窪団地	(略)	水窪団地	(略)
大原団地	浜松市天竜区水窪町奥領家3426番地の11		
つつじヶ丘団地	浜松市天竜区水窪町奥領家地3748番地の2		
雲折団地	浜松市天竜区龍山町戸倉562番地の1		
戸倉団地	(略)	戸倉団地	(略)
2～5 (略)		2～5 (略)	
別表第6（第3条の2関係）		別表第6（第3条の2関係）	
名称	位置	名称	位置
戸倉団地	(略)	戸倉団地	(略)
下平山団地	浜松市天竜区龍山町下平山139番地の2		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第 96 号 議 案

令和 3年 9月 7日提 出

町の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、令和 4 年 2 月 1 日から本市内の町の区域を別図のとおり変更する。

浜松市長 鈴 木 康 友



凡例	
町界 (新)	——
町界 (現在)
町名	○ ○ 町

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市役所本庁 舎受変電設備改 修工事（電気設 備工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・受電キュービク ル等新設工事 ・変電キュービク ル及び中央監視装 置等改修工事 ・既設受変電設備、 駐輪場及び植栽撤 去工事 	621,500,000円	総合評価 一般競争 入札 (簡易型)	浜松市東区 植松町1467番地の 5 株式会社前島電気 工業社 代表取締役社長 前嶋 純

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市総合産業 展示館本館大規模 改修工事（建築 工事）	大規模改修工事 一式 鉄筋コンクリート 造一部鉄骨造地上 2階地下1階建 延 5,265.73㎡ ・長寿命化工事 ・ユニバーサルデ ザイン化整備工事 ・浸水対策工事 他	675,400,000円	制限付 一般競争 入札 （総合評 価方式）	浜松市中区 中沢町71番23号 中村建設株式会社 代表取締役 中村 仁志

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市総合産業 展示館本館大規模 改修工事（機 械設備工事）	大規模改修工事に 伴う機械設備工事 一式 ・ 空気調和設備更 新 ・ 給排水衛生設備 更新 ・ 消火設備更新 他	322,300,000円	制限付 一般競争 入札 （総合評 価方式）	日管・万菱特定建 設工事共同企業体 〈代表者〉 浜松市中区池町 220番地の4 日管株式会社 代表取締役社長 三輪 容次郎 〈その他の構成員〉 浜松市中区神田町 250番地 万菱調機株式会社 代表取締役 澤柳 麻貴子

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
消防ポンプ 自動車 (CD-I 型) 2台	・シャシ 3トン級 ダブルキャビン付き 消防専用シャシ	40,260,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市東区 和田町701番地 株式会社日本防火 研究所 代表取締役 市川 智也

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
災害対応特 殊水槽付消 防ポンプ自 動車 (I - B 型 C A F S) 2 台	<ul style="list-style-type: none"> ・シャシ 5.5 t 級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・水槽 1,500ℓ 以上 ・特殊ぎ装 圧縮空気泡消火装置 (C A F S) 	127,270,000円	特定調達 契 約 一 般 競 争 入 札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株 式会社 代表取締役 中村 朋行

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
水槽付消防 ポンプ自動 車 (I - B 型 C A F S)	<ul style="list-style-type: none"> ・シャシ 5.5 t 級 ダブルキャビン付 消 防専用シャシ ・水槽 1,500ℓ 以上 ・特殊ぎ装 圧縮空気泡消火装置 (C A F S) 	58,080,000円	特定調達 契 約 一 般 競 争 入 札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株 式会社 代表取締役 中村 朋行

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
高規格救急 自動車 4 台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駆動方式 4WD ・ エンジン総排気量 2,400cc以上 ・ 変速装置 電子制御式4速オート マチック以上 ・ 乗車定員 7人以上 	77,000,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市南区 寺脇町738番地 静岡トヨタ自動車 株式会社 法人営業部法人営 業3課 部長 原田 兆啓

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
タブレット 保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ W800×D500×H1060mm 程度 ・ 40台以上収納可 ・ 数量 383台 	32,060,930円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	静岡市葵区駒形通 六丁目7番1号 株式会社栗田商会 静岡支店 支店長 浅田 光哲
電源タップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ W32×D418×H33mm またはW288×D47× H35mm程度 ・ ケーブル長1.0m程度 ・ 電源口数10口以上 ・ 数量 1,915個 			
輪 番 タ イ マ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大設定時間24時間 ・ 1500W ・ デジタルタイマー ・ 数量 766個 			

令和 2 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度浜松市病院事業会計（医療センター）未処分利益剰余金
4, 424, 793, 007 円のうち 200, 000, 000 円を減債積立金に積立て、
剰余を翌年度に繰り越すものとする。

浜松市長 鈴木 康 友

1 当年度未処分利益剰余金	4, 424, 793, 007 円
2 利益剰余金処分額	200, 000, 000 円
(1) 減債積立金	200, 000, 000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	4, 224, 793, 007 円

令和 2 年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 7 0 1, 8 8 6, 8 9 4 円のうち 4 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に積立て、1, 3 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組入れ、残余を翌年度に繰り越すものとする。

浜松市長 鈴 木 康 友

1	当年度未処分利益剰余金	1, 7 0 1, 8 8 6, 8 9 4 円
2	利益剰余金処分別	1, 7 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
	(1) 減債積立金	4 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
	(2) 資本金	1, 3 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
3	翌年度繰越利益剰余金	1, 8 8 6, 8 9 4 円

令和 2 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金 4, 4 3 7, 7 5 3, 3 7 9 円のうち 2, 1 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に積立て、2, 3 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組入れ、残余を翌年度に繰り越すものとする。

浜松市長 鈴木 康 友

1 当年度未処分利益剰余金	4, 4 3 7, 7 5 3, 3 7 9 円
2 利益剰余金処分量	4, 4 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円
(1) 減債積立金	2, 1 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
(2) 資本金	2, 3 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円
3 翌年度繰越利益剰余金	7, 7 5 3, 3 7 9 円

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故、物損事故にかかる和解及び損害賠償の額について専決処分したから報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
20	令和3年 6月18日	和 解 162,580円	浜松市北区 引佐町奥山 A氏	令和3年 3月12日	浜松市北区 細江町気賀823番 地の14地先 物損事故
	事故の状況	午後0時00分頃、相手方車両が市道細江3号線を北進中、対向車両を避けるために路肩に寄った際、側溝の鉄蓋を跳ね上げ、車両左側を損傷した物損事故である。			
	負担割合	浜松市100%			
	対 策	令和3年5月 補修工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
21	令和3年 7月12日	和 解 1,703,665円	東京都千代田区 丸の内一丁目2番1号 東京海上日動火災保 険株式会社 代表取締役 広瀬 伸一 任意代理人 愛知県名古屋市中区 丸の内二丁目6番2号 アクセス丸の内ビル 3階A号室 弁護士 林 良周 弁護士 水谷 章宏	平成29年 9月7日	浜松市西区 庄和町2742番地 地先 人身事故
事故の状況		午後0時00分頃、観光バスが市道庄和1号線を北進中、道路の沈下により生じた段差を走行した際、車両が跳ねた衝撃で乗客が胸椎圧迫骨折した人身事故である。			
負担割合		当該事故の賠償は観光バス会社が加入していた東京海上日動火災保険株式会社が支払ったため、損害賠償求償権を同社が得たことに伴い、同社と和解するもの。			
対 策		浜松市15% 相手方85% 平成29年10月 補修工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
22	令和3年 7月27日	和 解 136,675円	浜松市天竜区 大谷 B氏	令和3年 5月2日	浜松市天竜区 佐久間町浦川 1856番地の4地先 物損事故
	事故の状況	午後1時00分頃、相手方車両が県道飯田富山佐久間線を北進中、道路法面からの落石により車両天井部を損傷した物損事故である。			
	負担割合	浜松市100%			
	対策	令和3年5月 周辺の浮石の点検等、安全確認を実施。			
23	令和3年 8月10日	和 解 1,476,780円	浜松市中区 高丘西四丁目7番22 号 佐川急便株式会社 浜松営業所 安全推進課 課長 石井 正幸	令和3年 3月15日	浜松市西区 馬郡町1867番地 地先 物損事故
	事故の状況	午後7時50分頃、相手方車両が市道馬郡41号線を西進中、県道細江舞阪線の高架下に設置された高さ制限3mの表示があるゲートを通る際、実際には高さが2.8mしかなかったため、車両がゲートに接触し、損傷した物損事故である。			
	負担割合	浜松市100%			
	対策	令和3年3月 高さ制限の表示を3mから2.7mに変更。			
24	令和3年 8月10日	和 解 81,400円	浜松市北区 細江町中川 C氏	令和3年 5月26日	浜松市北区 細江町中川847番 地の2地先 物損事故
	事故の状況	午後0時50分頃、相手方車両が国道257号を北進中、道路敷内の樹木から落下した枝により、相手方車両の左後部を損傷した物損事故である。			
	負担割合	浜松市100%			
	対策	令和3年5月 周辺の樹木を確認。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
25	令和3年 8月10日	和 解 360,361円	浜松市中区 和合北三丁目 D氏	令和2年 2月26日	浜松市中区 和合北二丁目3番 地の14地先 人身・物損事故
	事故の状況	午前11時30分頃、相手方自転車が県道湖東和合線の自転車走行可の歩道を東進中、道路上に生じた段差（約4.5cm）により転倒し、左鎖骨を骨折及び衣類等を損傷した人身・物損事故である。			
負担割合	浜松市50% 相手方50%				
対策	令和2年3月 補修工事完了。				
26	令和3年 8月10日	和 解 34,855円	浜松市西区 湖東町 E氏	令和3年 5月7日	浜松市北区 細江町中川6640 番地の22地先 人身事故
	事故の状況	午後6時00分頃、相手方原動機付自転車が市道細江中川1号線を南進中、道路上に発生したくぼみ（幅100cm、長さ100cm、深さ7cm）に車輪を落として転倒し、右上腕を骨折した人身事故である。			
負担割合	浜松市50% 相手方50%				
対策	令和3年5月 補修工事完了。				
27	令和3年 8月11日	和 解 3,850円	浜松市南区 瓜内町 F氏	令和3年 6月28日	浜松市南区 三島町486番地の 21地先 物損事故
	事故の状況	午前11時30分頃、相手方車両が市道中島瓜内1号線を東進中、歩行者を避けるために南側に寄った際、路肩に生じた段差（約6cm）に右側前輪を落とし、タイヤをパンクした物損事故である。			
負担割合	浜松市50% 相手方50%				
対策	令和3年6月 補修工事完了。				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
28	令和3年 8月13日	和 解 284,770円	浜松市中区 中島二丁目 G氏	令和3年 4月18日	浜松市北区 細江町気賀4148 番地の25地先 人身・物損事故
事故の状況		午前10時00分頃、相手方自転車が県道引佐館山寺線を西進中、植樹帯に生えた雑木のツルが自転車の前輪に絡まって転倒し、右半身等を負傷並びに自転車及び衣類等を損傷した人身・物損事故である。			
負担割合		浜松市60% 相手方40%			
対策		令和3年4月 支障となる雑木を伐採。 令和3年6月 植樹帯を剪定。			

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
29	令和3年 7月16日	和 解 2,135,654円	浜松市中区 浅田町 H氏	令和2年 9月29日	浜松市西区 西鴨江町670番地 の1地先 交通事故（人身）
事故の状況		午後1時20分頃、公用車で県道浜松雄踏線を西進中、交差点で店舗に入る車を待つ最後尾の相手方車両後部に追突した際に相手方が負傷した人身事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対策		事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、当該職員から課員に対して今後の事故再発防止対策について報告を行い、事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
30	令和3年 5月28日	和 解 239,828円	長野県駒ヶ根市 下平 I 氏	令和3年 4月8日	浜松市天竜区 水窪町奥領家5190 番地の11 交通事故（物損）
事故の状況		午前11時53分頃、公用車で国道152号を南進中、対向車両とのすれ違いのため後進したところ、右後方に停車していた相手方バイクの左側前部に、公用車の右側後部が接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		事故を起こした職員へ厳重注意を行うとともに、課内職員に安全運転及び事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。事故を起こした職員が今回の事故を教訓とするため標語を作成し、課内職員が常に確認できる事務所内に掲示した。			
31	令和3年 5月31日	和 解 185,913円	浜松市西区 庄和町 J 氏	令和3年 3月15日	浜松市西区 協和町659番地地 先 交通事故（物損）
事故の状況		午後2時00分頃、公用車にて市道協和61号線から村櫛三方原線に侵入して右折しようとした際、村櫛三方原線を南進してきた相手方車両と接触し、相手方車両の右後部と公用車の左前部が接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市90% 相手方10%			
対 策		事故を起こした職員へ厳重注意を行うとともに、課内全職員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。職員が安全運転を心掛けるように、鍵置場付近に自動車を運転する心得を掲示した。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
32	令和3年 7月12日	和 解 214,549円	浜松市中区 助信町 K氏	令和3年 3月18日	浜松市中区 曳馬一丁目1番35号 曳馬小学校内 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前11時50分頃、曳馬小学校駐車場において公用車を後進させた際、公用車右後部が駐車中の相手方車両の左前部に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に対して嚴重注意を行うとともに、課員に対しても朝礼において安全運転意識の徹底を図り事故防止に努めるよう注意喚起を行った。</p>				
33	令和3年 8月10日	和 解 993,300円	横浜市中区 桜木町一丁目1番地 8 生活協同組合ユー コープ 代表理事理事長 當具 伸一	令和3年 4月19日	浜松市天竜区 佐久間町佐久間 2344番地の1地内 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前11時10分頃、相手方駐車場内において後退した際、ごみ収集塵芥車の左側後部が看板に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、課員に対して、塵芥車両等の後退時には、必ず同乗者が降車し、後方確認しながら運転者を誘導するよう注意喚起を行った。また、課内に安全運転標語の掲示を行い、交通事故防止と交通安全意識の高揚を図った。</p>				

物損事故

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年月日	賠償の額	住所・氏名	年月日	及び事故の内容
34	令和3年 7月27日	和 解 33,000円	浜松市西区 白洲町 L氏	令和3年 6月7日	浜松市西区 舘山寺町103番地の2 物損事故
	事故の状況 令和3年6月20日執行の第20回静岡県知事選挙において、設置したポスター掲示板が強風にあおられた際、杭が設置場所下部の相手方の土留め用ブロック板2枚を圧迫し、損傷した物損事故である。				
35	令和3年 8月6日	和 解 26,620円	浜松市南区 中田島町 M氏	令和3年 7月2日	浜松市南区 江之島町1264番地 物損事故
	事故の状況 午後6時30分頃、相手方車両が遠州灘海浜公園の園路（サザンカ通り）を西進中、舗装破損により生じた段差（約10cm）に左側前輪を落とし、タイヤをパンクした物損事故である。 負担割合 浜松市100% 対 策 令和3年7月 補修工事完了。				

